

【フラット35】

2023年4月～
省エネ基準が
要件化！



省エネ技術基準の適合証明手続きのポイント

【フラット35】2023年4月以降の適合証明手続きのポイント

- 2023年4月以降に設計検査申請*1*2を行うものから省エネ基準への適合が必須となります*3。
- 省エネ基準では、断熱等性能基準に加え、一次エネルギー消費量基準への適合も必要となりますので、給湯器、暖冷房設備等の性能・設置を設計検査及び現場検査において確認します。

2023年4月1日

【フラット35】省エネ技術基準*3*4

ケース	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）	（中間現場検査）
ケース①	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ケース②	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ケース③	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ケース④	●	●	●	●	●	●	●	●	●

*1 設計検査を省略する場合は、設計住宅性能評価の申請又は長期優良住宅に係る技術的審査の申請。
 *2 2023年4月1日以降に設計検査の申請を行う住宅であっても、建築確認日（建築確認検査不要な住宅は着工日）が2023年3月31日以前の場合は、従前の基準（断熱等性能等級2相当）を適用できます。
 *3 その他、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトでご確認ください。
 *4 「断熱等級」とは「断熱等性能等級」を、「一次エネ等級」とは「一次エネルギー消費量等級」を、「省エネ基準」とは「建築物エネルギー消費性能基準」をいいます。
 *5 竣工済特例は、取扱っていない適合証明検査機関もありますので、お早めに申請予定の適合証明検査機関へお問合せください。

設計検査のポイント 【フラット35】の省エネ技術基準を証明するための提出書類

提出書類	部数
申請書式 （右のいずれか）*3 ・省エネ基準適合チェックリスト（仕様基準ガイドブック）*1 ・住宅工事仕様書 ・設計内容説明書*2	2
性能の根拠を示す書類 （右のすべて） ・設計図書（平面図、立面図、矩計図、建具表、設備機器表等） ・設備機器の性能を示す資料（製品カタログ等） ・【性能基準の場合のみ】外皮性能の計算書*4 ・【性能基準の場合のみ】一次エネルギー消費量算定プログラムの帳票*5	2

*1 （一社）木を活かす建築推進協議会ホームページからダウンロードできます（https://www.shoene.org/d_book/index_guide.html）。
 *2 フラット35サイトからダウンロードできます（<https://www.flat35.com/business/download/index.html>）。
 *3 申請書式はその他に、BELS評価書、性能評価書、長期優良住宅認定通知書等の第三者機関が交付する証明書等を活用できます。
 *4 （一社）住宅性能評価・表示協会ホームページにおいて算定・ダウンロードできます（<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/seminar/gaihi/>）。
 *5 建築研究所ホームページにおいて算定・ダウンロードできます（<https://house.lowenergy.jp>）。

現場検査のポイント 現場における確認事項

- 現場検査において、設置された設備機器・断熱材等の仕様が設計図書どおりであることを確認します。



省エネ基準要件化に関するお問い合わせ

お客さまコールセンター 0120-0860-35

通話無料

●営業時間9時～17時
（祝日、年末年始を除き、土日も営業）

*ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。電話：048-615-0420（通話料金がかかります。）

省エネ技術基準に関するお問い合わせはこちら

【フラット35】省エネ基準要件化サポートダイヤル 0120-935-477

通話無料

営業時間9時～17時

（土日、祝日、年末年始は休業）

*ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。電話：03-5800-8163（通話料金がかかります。）

【フラット35】
サイト

www.flat35.com



2023年2月